

不利益処分に関する処分基準 個票

産業振興部 農林整備課

不利益処分の内容	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可の取消し
根拠法令等及び条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第10条第2項
根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第10条第2項
参考事項	
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるとき</p> <p>2 処分内容 その許可を取り消すことができる。</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律抜粋 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(2) 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(3) その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。</p> <p>(許可に係る措置命令等)</p> <p>第10条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して許可を受けないで鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第五項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。</p> <p>(3) 捕獲等又は採取等の際し、住民の安全の確保若しくは指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前条第1項の許可を受けた者がこの法律若しくはこ</p>

の法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。